

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立霊堂納骨壇の返還	
根拠条例等・条項	堺市立霊堂条例（以下「条例」）第16条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 納骨壇返還届に使用許可証、印鑑登録証明書、その他市長が必要と認める書類を添えて届出しているか。ただし、返還が使用許可の期間満了によるときは、印鑑登録証明書の添付は不要。 （同条例施行規則第15条）</p> <p>2. 納骨壇を原状に回復しているか。 （条例第17条）</p> <p>3. 埋蔵している骨を改葬等しているか。</p> <p>4. 管理料を支払っているか。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	2ヶ月
	標準処理期間を設定できない理由	